

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各部局における平素の業務（全部局）

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から、その準備のための業務を行う。

【県の各部局における平素の業務】

部 局 名	平 素 の 業 務
総合政策局	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護計画の作成に関すること。・ 国民保護協議会の設置、運営に関すること。・ 国民保護に関わる市町村その他関係機関との連絡調整に関すること。・ 指定地方公共機関の指定に関すること。・ 避難施設の指定に関すること。・ 国民保護訓練の実施に関すること。・ 他県との相互応援協定に関すること。・ 国民保護に関する普及・啓発に関すること。・ 特殊標章の交付に関すること。・ 報道機関との連絡調整に関すること。
総 務 部	<ul style="list-style-type: none">・ 警報の通知及び緊急通報の発令のための通報システムの整備・点検に関すること。・ 庁舎等の整備、点検に関すること。・ 安否情報システムの整備に関すること。・ 危険物、高圧ガスの保安対策に関すること。・ 消防本部及び消防団との連絡調整に関すること。・ 消防職員等に対して行う特殊災害教育に関すること。・ 自主防災組織の育成・支援に関すること。・ 資機材の備蓄・整備に関すること。・ 米軍岩国基地との連絡調整に関すること。
地域振興部	<ul style="list-style-type: none">・ 県内の外国人への情報提供のための体制整備に関すること。・ やまぐち情報スーパーネットワークの管理運営に関すること。・ 庁内情報システムの保全管理に関すること。
環境生活部	<ul style="list-style-type: none">・ 県民活動団体（ボランティア、NPO等）の把握、支援に関すること。

部 局 名	平 素 の 業 務
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営体制の整備に関する事。 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の状況把握及び支援体制の整備に関する事。 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・生活必需品の備蓄に関する事。 ・毒物、劇物の保安対策に関する事。 ・県医師会等関係機関との連絡調整に関する事。 ・病院、社会福祉施設との連絡調整に関する事。 ・赤十字標章等の交付に関する事。
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、トラックその他輸送手段に対する支援要請体制の確立に関する事。 ・バス、トラックその他運送事業者の輸送能力の把握に関する事。 ・大型商業施設等集客施設の把握に関する事。 ・県内観光客の情報収集に関する事。 ・火薬類の保安対策に関する事。
農 林 部	<ul style="list-style-type: none"> ・食品供給事業者の把握に関する事。 ・農林業用施設の把握に関する事。
水 産 部	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業施設、漁港施設の把握に関する事。 ・漂流物等の情報収集・情報伝達に関する事。 ・避難用船舶（漁船）の把握に関する事。
土木建築部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、ダム、空港、港湾施設の把握及び保安対策に関する事。 ・想定避難路等の関係機関との事前調整に関する事。 ・公営住宅の把握に関する事。 ・土木建築資材の状況把握及び建設業協会等との連絡調整に関する事。
企 業 局	<ul style="list-style-type: none"> ・発電施設、工業用水道施設の把握及び保安対策に関する事。
教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設等の保全に関する事。 ・公立学校等への警報伝達体制整備に関する事。 ・国民保護に関する啓発及び教育に関する事。
警 察 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・警備体制の整備に関する事。 ・情報の収集・連絡体制の整備に関する事。 ・住民等に対する情報伝達・広報体制の整備に関する事。 ・関係機関との協力体制の構築に関する事。 ・交通規制に係る体制及び施設の整備に関する事。 ・装備資機材の整備に関する事。 ・テロ対策等訓練の実施に関する事。

2 県職員の参集基準等 (全部局)

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災に関する体制を活用することにより、24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【事態レベルに応じた県の体制、参集職員】

事態レベル	体制	参集職員
	担当課による情報収集体制	危機管理室職員
	緊急事態連絡室設置	知事、副知事、出納長、総合政策局長、総務部長、警察本部長、その他知事が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員、危機管理室職員
	国民保護対策本部設置	全ての県職員

【事態レベルの判断基準】

事態等の認定	事態レベルの判断基準	事態レベル(体制)
武力攻撃事態等の認定がない段階	武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合	(情報収集体制)
	国による武力攻撃事態等の認定はないが、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手し、対策本部に準じた体制が必要となった場合	(緊急事態連絡室)
武力攻撃事態等の認定があった段階	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知がない場合	(緊急事態連絡室)
	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合	(国民保護対策本部)

担当課(危機管理室)による情報収集体制の配備は、知事と協議の上、総合政策局危機管理室長が行う。

緊急事態連絡室の設置は、知事が行う。

国民保護対策本部は、国からの指定の通知に基づき設置する。

県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

(4) 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び危機管理室職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応（全部局）

県の幹部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員】

国民保護対策本部	名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長	知事	副知事	出納長
副本部長	副知事	出納長	総合政策局長
本部員	総合政策局長	政策企画課長	政策企画課総括主査
"	総務部長	総務部次長	人事課長
"	東京事務所長	東京事務所次長	東京事務所庶務担当
"	地域振興部長	地域振興部次長	地域政策課長
"	環境生活部長	環境生活部次長	県民生活課長
"	健康福祉部長	健康福祉部次長	厚政課長
"	商工労働部長	商工労働部次長	商政課長
"	農林部長	農林部次長	農政課長
"	水産部長	水産部次長	漁政課長
"	土木建築部長	土木建築部次長	監理課長
"	出納長	出納局長	会計課長
"	公営企業管理者	企業局長	企業局総務課長
"	企業局長	企業局総務課長	企業局総務課総括主査
"	教育長	教育次長	教育政策課長
"	教育次長	教育政策課長	教育政策課総括主査
"	警察本部長	警備部長	警備課長

(6) 職員の服務基準

県は、各体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目の実施に努める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保

3 国民の権利利益の救済に係る手続等 (法6条関係)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済(総合政策局・学事文書課・健康福祉部)

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するために、総合政策局内に総合的な窓口を開設し、手続項目の内容に基づき、担当課を決定し、該当課へ通知する。

なお、基本的に当該国民保護措置を実施した課を担当課とする。

担当課は、学事文書課や外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【想定される国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。(法第82条) 応急公用負担に関する事。(法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。(法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請に関する事。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等に関する事。(法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)	
訴訟に関する事。(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存（学事文書課）

県は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等（市町村）

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡がとれる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方（危機管理室・消防防災課）

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 米軍基地に関係する省庁との連携

県は、武力攻撃事態等において、米軍基地周辺の住民及び米軍基地内の日本人従業員の安全を確保し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、米軍と調整する必要がある事項や米軍との連携のあり方に関し、平素から関係省庁との緊密な連携を図る。

2 国の機関との連携（危機管理室・消防防災課）

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛庁・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛庁・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携 (法12条関係)

(1) 広域応援体制の整備 (全部局)

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等 (危機管理室・消防防災課)

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

【防災における相互応援協定一覧】

協定名称	応援内容
中国5県相互応援協定	物資、資機材の提供、職員の派遣等
中国・四国9県相互応援協定	〃
九州・山口9県相互応援協定	〃
全都道府県の相互応援協定	〃

(3) 広域緊急援助隊の充実・強化 (警察本部)

県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに出勤できるよう、装備資機材の整備・充実や隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 緊急消防援助隊の支援体制整備 (消防防災課)

県は、消防庁及び他の都道府県と連携し、また、県内代表消防本部等と調整を図りながら、緊急消防援助隊による人命救助活動等が円滑に実施できるよう、その支援体制の整備を図る。

(5) 近接する県との間での情報共有

(危機管理室・健康福祉部・商工労働部・土木建築部)

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、輸送手段等に関し、近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、各健康福祉センター及び環境保健研究センターは、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(6) 近接する県に対する事務の委託（全部局）

県は、近接する県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

4 市町村との連携（危機管理室・消防防災課）

(1) 市町村の連絡先の把握等

県は、県内の市町村との緊密な連携を図る。

なお、市町村の連絡先は、資料編に掲げるとおりとし、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行（法14条関係）

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議（法35条関係）

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、県内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事

例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、県や市町村が行う国民保護措置に係る訓練への消防団の参加促進について配慮する。

5 指定公共機関等との連携（危機管理室・消防防災課）

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、県内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、資料編に掲げるとおりとし、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告（法36条関係）

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等（消防防災課）

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

【防災における県と関係機関との協定一覧】

協定名称	関係機関
災害時における応急生活物資の供給に関する協定（LPガス）	(社)山口県LPガス協会
災対策に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	山口県警察本部、西日本旅客鉄道(株)
アマチュア無線による災害時応援協定	(社)日本アマチュア無線連盟山口県支部
災害時における仮設トイレの供給に関する協定	山口県衛生仮設資材事業協同組合
災害救助に必要な物資の調達に関する協定（食糧・水・生活必需品）	山口農協直販(株)他
災害救助又はその実施に関する業務委託契約（医療等）	日本赤十字社山口県支部
集団発生傷病者救急医療対策に関する協定	山口県医師会他
大規模災害時における応急対策業務に関する協定（建設業）	(社)山口県建設業協会
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)プレハブ建築協会
道路の通行障害、損傷等の情報提供に関する業務協定	山口中央郵便局長
タクシーによる110番、119番通報協力協定書	(社)山口県乗用自動車協会

6 ボランティア団体等に対する支援（危機管理室・消防防災課・県民生活課）

(1) 自主防災組織に対する支援（危機管理室・消防防災課）

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、自主防災組織の自主性を尊重しつつ、国民保護措置についての訓練の実施を促進するとともに、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（県民生活課）

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備（危機管理室・消防防災課）

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項（危機管理室・消防防災課）

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 県警察における通信の確保（警察本部）

県警察は、中国管区警察局、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(4) 市町村における通信の確保（市町村）

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

また、合併市町村においては、周波数の統合を行うなど、旧市町村間の接続に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方（危機管理室・消防防災課・警察本部）

(1) 情報収集・提供のための体制の整備（危機管理室・消防防災課）

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項（危機管理室・消防防災課）

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有（危機管理室・消防防災課）

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備（警察本部）

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通管制用テレビカメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備（法48条関係）

（危機管理室・消防防災課・警察本部）

(1) 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編に掲げるとおりとする。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（関係部局）

県は、警報の伝達が必要な県内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

(3) 通報体制の確立（危機管理室・関係部局）

県は、警報等の通知・伝達が迅速に行えるよう、あらかじめ通報先や伝達先ごとに連絡責任者を定めるなど、通報体制の確立を図る。

(4) 市町村に対する支援（警察本部）

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備（法４７条関係）（市町村）

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（法９４条関係）
（危機管理室・消防防災課）

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、現時点では次のとおりとするが、今後、国において、効率的なシステムを検討することとしており、県においても、国の検討結果を踏まえ、必要な対応を行う。

(1) 安否情報の種類及び報告様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する様式第１号の安否情報報告書による。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

氏名

出生の年月日

男女の別

住所

国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

居所

負傷又は疾病の状況

及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

（上記 ～ に加えて）

死亡の日時、場所及び状況

死体の所在

【様式第1号】

避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、今後整備予定の防災情報ネットワークシステムの活用など、必要な体制整備を図る。

また、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ市町村の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第1条に定める安否情報報告書様式第1号の周知徹底を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (法94条関係)
(市町村)

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて、あらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備 (法126条、127条関係)
(危機管理室・消防防災課)

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、今後整備予定の防災情報ネットワークシステムの活用など、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を下記の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよ

う周知する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
山 口 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 市 町 A 丁目 B 番 C 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備（市町村）

（法 1 2 6 条、1 2 7 条関係）

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 職員等に対する研修機会の確保（危機管理室・消防防災課）

県は、国の研修機関の研修課程等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。
また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やe-ラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

消防大学校・・・危機管理教育科トップマネジメントコース、危機管理教育科国民保護コース 等

(2) 外部有識者等による研修（危機管理室・人事課）

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(3) 消防職員等に対する教育の実施（消防防災課）

県は、消防職員等に対して、危険物質等に関する専門知識の修得、安全管理を優先した効果的な消防戦術を指揮できる能力の向上を図るための教育を行う。

2 訓練（法42条関係）

（危機管理室・消防防災課・警察本部）

(1) 県における訓練の実施

県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、国民保護計画の実効性の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

訓練への住民の参加については、どこまでも、住民の自発的な協力を委ねられるものであり、その要請に当たって強制にわたることがないよう留意する。

県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者が行う訓練に対し、必要な支援に努める。

県警察は、必要に応じ、警察官による指示、標示の設置等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項 (関係部局)

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

県の地図

- (各対策本部員が同一の地図を共有できるよう、卓上に広げることが可能な大きさの地図)
- (地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの)

区域内の人口分布

- (市町村毎の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)

区域内の道路網のリスト

- (避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト)

輸送力のリスト

- (鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
- (鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)

避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)

- (避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)

備蓄物資、調達可能物資のリスト

- (備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)

生活関連等施設等のリスト

- (知事の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの)

関係機関 (国、市町村、民間事業者等) の連絡先一覧、協定

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援（危機管理室・警察本部）

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項（関係部局）

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【県対策本部において集約すべき基礎的資料】

・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備

収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト

（特に、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等）

備蓄物資、調達可能物資のリスト

（特に、大量の食料や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網を把握）

（仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等）

関係医療機関のデータベース

（災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ）

（NBCの専門知識を有する医療関係者のリスト）

救護班のデータベース

臨時の医療施設として想定される場所等のリスト

墓地及び火葬場等のデータベース

（墓地及び火葬場等の所在及び対応可能数等）

(2) 電気通信事業者との協議（法78条関係）(消防防災課)

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の実施の要請方法等 (法85条関係)(健康福祉部)

県は、県医師会を通じ、医療機関に対し救護班の派遣を要請するなど、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町村との調整 (法76条関係)(健康福祉部)

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (法71条、79条関係)

(危機管理室・商工労働部・水産部・土木建築部)

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握(商工労働部・土木建築部)

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

【把握しておくべき輸送力に関する情報】

保有車輛等(鉄道、バス、トラック、船舶、飛行機等)の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

(2) 輸送施設に関する情報の把握(商工労働部・水産部・土木建築部)

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
漁港 (漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など)
飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

(3) 輸送経路の把握等（土木建築部）

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な輸送経路の把握に努める。

(4) 離島における留意事項

県は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示される運送事業者の航空機や船舶の使用等についての考え方を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、県は、市町村及び運送事業者と連携し、以下に掲げる情報の把握に努める。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
想定される避難先までの輸送経路
島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
島内にある港湾、漁港、空港等までの輸送体制 など

4 交通の確保に関する体制等の整備（警察本部）

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、既存の交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を活用する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認手続及び事前届出・確認制度は既存の取扱要領を活用する。

(4) 道路管理者等との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者及び放送事業者（主にラジオ）と密接に連携する。

5 避難施設の指定 (法148条関係)(危機管理室)

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅牢な建築物を指定するよう配慮する。

一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化(避難施

設のデータベース化)を図るため、避難施設の情報に国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え (市町村)

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(3) 市町村長が実施する救援

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握 (法102条関係)(危機管理室)

(1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ・ 施設の種類
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	本県の関係課
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	商政課
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通運輸対策室
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	消防防災課
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	港湾課
	9号	ダム	国土交通省	河川開発課 農村整備課 企業局総務課

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	本県の関係課
第 2 8 条	1号	危険物	総務省消防庁	消防防災課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	新産業振興課
	4号	高压ガス	経済産業省	消防防災課
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省	
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	消防防災課 医務課
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省	薬務課
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等 （危機管理室・警察本部）

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保 （関係部局）

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言（警察本部）

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町村における平素からの備え（市町村）

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第2 県が管理する公共施設等における警戒（全部局）

県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、以下のとおり、予防対策について定める。

県は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町村が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

なお、テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策として、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などのほか、施設の種別等に応じた対策を講ずることとする。

< 参考 >

平成16年4月27日に国土交通省大臣官房危機管理室から「公共交通機関等におけるテロ対策の強化について」が通知されているほか、関係省庁からもテロ対策関係の諸通知が発出されている。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方（危機管理室・消防防災課・健康福祉部）

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携の下で対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

（危機管理室・消防防災課・健康福祉部）

(1) 防災のための備蓄との関係（法146条関係）

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法145条関係）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携（法147条関係）

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

< 参考 >

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】
食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】
安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等 (全部局)

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する下水道や工業用水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備 (市町村)

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発（法43条関係）

（危機管理室・消防防災課・国際課・教育庁）

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、それぞれの実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発に努める。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、様々な機会を通じて、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等に努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

（危機管理室・警察本部）

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報や不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知に努める。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者がとるべき措置の周知

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知するよう努める。

3 市町村における国民保護に関する啓発（市町村）

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。